

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1332号)

平成28年3月4日

横情審答申第1332号

平成28年3月4日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成27年6月22日会会第261号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市の25年度決算において利子収入は157,376,362円平均運用利回りは0.075%とのことでしたが、市税の個人市民税、固定資産税にはどのくらいの利子があるのですか。特に固定資産税は3～4割が全期前納とのことですので税に対する利子がわかる行政文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市の25年度決算において利子収入は157,376,362円平均運用利回りは0.075%とのことでしたが、市税の個人市民税、固定資産税にはどのくらいの利子があるのですか。特に固定資産税は3～4割が全期前納とのことです。税に対する利子がわかる行政文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市の25年度決算において利子収入は157,376,362円平均運用利回りは0.075%とのことでしたが、市税の個人市民税、固定資産税にはどのくらいの利子があるのですか。特に固定資産税は3～4割が全期前納とのことです。税に対する利子がわかる行政文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年4月9日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

実施機関では、市税収入、国からの補助金等の支払準備のために保有している公金を、支払準備金として一括管理している。当面の支払予定額と比べて、支払準備金に余裕がある場合、この余裕部分を、入札により選定した安全で有利な金融機関・金融商品で運用している。

なお、市税収入で賄うべき事業は定められていない。したがって、日々の運用金額の中での市税残額は算定できないため、市税に対する利子収入額も算出できない。

このため、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、存在していないため、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 平成27年に財政局及び会計室あてに行った開示請求の際に1つの封筒の中に3通の非開示決定通知書が封入されていたことについて、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づくそれぞれの担当事務があることから、本来は別々に郵送されるべきであると申立人は考える。また、これら3通の非開示決定通知書とも同一日付であったことについても違和感を覚える。
- (3) 利子収入について、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第60条（指定金融機関の取扱事務）に基づき、実施機関は発議し、議会の議決を経た上で指定された特定金融機関（以下「指定金融機関」という。）に運用を任せきりにしているために、内容について全く分からないのではないかと考える。あわせて、利子収入と元本についても分かりやすい説明を実施機関に求めている。
- (4) 東京都と横浜市では財政規模は大きな差があるが指定金融機関の運用によって利回りに約2倍も差異が生じており、指定金融機関に運用を任せきりにしている実施機関は、東京都を参考にして指定金融機関を変更するくらいの英断を下す時機にあると考える。
- (5) 公金収入及び税収入に関連する、会計室会計管理課、財政局主税部徴収対策課、財政局主税部法人課税課等の事務分掌について疑問がある。
- (6) 本件異議申立てに関連して、横浜市情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申を調査したが、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申と比較して用字用例や記載の体裁等についての差異があり問題である。
- (7) 申立人への対応について、国と横浜市において差異があり、国の対応に倣って横浜市も対応について考えるべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 公金の資金運用に係る事務について

実施機関では、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）並びに「横浜市における資金管理方針」（平成15年4月1日施行。以下「管理方針」という。）に基づき、横浜市公金の資金運用に係る事務を行っている。地財法第8条では、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。また、地自

法第235条の4第1項では、「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、・・・最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」と規定している。さらに、管理方針は、横浜市公金について横浜市の権限と責任に基づき適正な管理を行うために定められたものであり、管理方針の「第1 基本方針」において、「公金の管理に当たっては、「安全性」を最優先におき、「流動性」、「収益性」も考慮しつつ、適切な保全策等を講じることにより、保管・運用を行うものとする。」としている。

運用の実態としては、まず、市税収入、国からの補助金、市債収入等の借入金などの日々の収入予定額と日々の支払いのための支払予定額から収支見込を作成する。その上で、収支見込に基づき支払準備金に余裕がある場合は、その都度、運用額及び運用期間を決定している。運用額及び運用期間の決定後に、金融機関からの入札により提示される利率等を比較し、安全で有利な金融機関・金融商品の選定を行い、運用している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市の平成25年度決算における個人市民税及び固定資産税に対する利子が分かる行政文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないとしているため、当審査会で、平成27年12月25日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 横浜市公金については、地財法及び地自法並びに管理方針に基づき、安全性を最優先におき、流動性、収益性も考慮しつつ、適切な保全策等を講じることにより、保管・運用している。

(イ) 申立人の主張する指定金融機関への任せきりの運用は行っておらず、支払準備金について安全で有利な金融機関・金融商品を実施機関自らが選定した上で、金融機関あての入札を行い、運用している。

(ウ) 公金の運用に当たっては、この収入をこの支出に充てなければならないという規定も存在していないことから、公金収入の種類別に内訳を区分していない。

(エ) その他、資金運用の年度実績報告に当たって作成した文書においても、元本となる運用額について、市税やそれ以外の公金収入の内訳を区分する形では運用していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会が実施機関のホームページを見分したところ、管理方針及び平成25年度の資金運用実績が掲載されていることを確認したが、掲載された資金運用実績には、市税やそれ以外の公金収入の内訳について区分した形での記載はされていない。

さらに、資金運用に係る事務について、実施機関から提出された入札について作成した文書を見分したが、運用を予定する見積金額、見積利回り等が記載されているのみであり、見積金額中に占める市税の金額、市税の割合等の内訳の記載は存在していない。そのため、日々の運用額の中で市税、市税の特定の税目の金額を区分する形では運用していないという実施機関の説明は不自然ではない。

したがって、元本となる日々の運用額について、市税やそれ以外の公金収入の内訳について区分していない以上、利子についても市税、市税の特定の税目を区分する形では運用していないという実施機関の説明は是認できる。

(イ) さらに、当審査会において収入予定額の管理の状況も含めて確認を行ったが、実施機関における資金運用に係る事務において、本件申立文書の存在を推認できる文書を作成した事実についても、確認できなかった。

ウ その他

申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年6月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年7月23日 (第186回第三部会) 平成27年7月23日 (第273回第一部会) 平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・諮問の報告
平成27年7月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年10月9日 (第279回第二部会)	・審議
平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・審議
平成27年11月27日 (第282回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月25日 (第283回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年1月15日 (第284回第二部会)	・審議
平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・審議